

令和7年度 港区地域福祉活動応援助成事業 実施要綱

第1 目的

この要綱は、社会福祉法人名古屋市港区社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が、共同募金配分金の一部を財源として公募で行う、「港区地域福祉活動応援助成事業」を実施するにあたり、その適正な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業の趣旨

この事業は、港区の地域福祉活動の活性化、および共同募金への理解の促進を目的に実施する。

第3 助成対象団体

助成の対象は、港区内で新たに活動を始める団体もしくは現在活動中の団体とする。

第4 助成対象事業

地域福祉に資する事業であり、令和7年度中に、港区内で新たに実施される事業もしくは継続して実施される事業であること。また、一般参加者を広く受け入れできる活動や地域住民との交流がある活動を助成対象とする。なお、次に掲げる事業及び経費を除くものとする。

- (1) 本会、名古屋市社会福祉協議会、および他の機関等から助成を受けている又は予定のある事業
- (2) 会員限定の互助や研修、またはそれに類する事業
- (3) 政治・宗教・営利を目的とする事業
- (4) 障害者総合支援法、介護保険法による事業
- (5) 団体の運営にかかる経費（人件費・家賃・光熱水費・通信費等）

第5 助成金の交付額

本事業による助成は、1事業につき3万円を限度とする。（総額15万円が限度）

第6 助成の申請

助成金を希望する団体は、「港区地域福祉活動応援助成 申請書」に必要な書類を添付して、本会会長あて提出する。なお、申請書類に疑義が生じる場合や明らかな不備があると認められるときは、本会会長は、申請書の受理を拒むことができるものとする。

第7 審査

助成する事業および助成額は、次に掲げる審査を経て決定する。

書面審査

本会事務局にて書面審査により行う。

本会事務局は、書面審査の結果を文書により申請団体に通知する。

第8 審査方法

審査は次に掲げる（１）から（５）の基準について採点し、助成する団体および助成額を決定する。

【審査基準】

- （１）必要性
- （２）公益性
- （３）効率性
- （４）協働性
- （５）継続性

【点数基準】

5点	4点	3点	2点	1点
とても良い	良い	普通(基準点)	やや悪い	悪い

【満点】 100点

※過去に本会助成事業への申請歴がなく団体の設立年数が令和7年4月1日を基準としたときに3年未満の団体については、審査後に10点を加点する。

第9 助成金の交付

本会会長は、助成の対象となった団体に令和7年4月1日以降に助成金の交付を行う。

第10 実績報告

助成金の交付を受けた団体は、事業終了後、1か月以内に「港区地域福祉活動応援助成 報告書」及び返還金を関係書類とともに、本会へ提出する。

第11 助成金返還

本会会長が、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることができる。

- （１）事業または備品購入に要した経費が助成金額を下回ったとき
- （２）申請した事業が適正に実施されなかったとき
- （３）助成対象以外に経費が使用されたと認められるとき

第12 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。